

諮問番号：諮問第4号（令和2年4月14日諮問）

答申番号：答申第4号（令和2年8月26日答申）

答 申 書

第1 審査会の結論

認定こども園利用者負担額決定処分（以下「本件処分」という。）に関し、令和元年6月4日に提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するべきであるとの審査庁 浦添市長（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年4月にA幼稚園の年少クラスに審査請求人の子を入園させた。
- 2 浦添市長（以下「処分庁」という。）は、平成29年6月に仲西小学校体育館において認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の移行に関する説明会を全市民向けに行った。
- 3 処分庁は、平成29年7月に浦添市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針（以下「移行方針」という。）を策定し、平成34年度をめどに全ての市立幼稚園を認定こども園に移行することを決定した。
- 4 処分庁は、平成29年10月の広報うらそえ10月号に全ての市立幼稚園を認定こども園に移行する旨及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる保育の必要性がある満3歳以上の子どもの保育料は市立保育所及び認可保育園と同額になる旨を掲載した。
- 5 処分庁は、平成29年10月23日から11月17日までに、B幼稚園の在園児保護者に対して、幼稚園から認定こども園に移行するBこども園に入園する一部世帯については、平成30年度の保育料算定に当たり経過措置が採用される旨を記載した書類（以下「経過措置文書」という。）を配布した。
- 6 処分庁は、平成29年10月24日に平成31年度移行予定の2園及び平成32年度移行予定の3園を市ホームページで公表し、市内各幼稚園において認定こども園に移行する旨を周知するためのポスターを掲示した。

- 7 処分庁は、平成 30 年 10 月 19 日に A 幼稚園において認定こども園への移行説明会を開催し、A 幼稚園が認定こども園に移行予定であること、及び移行後の保育料の算定方法が変更されることを説明した。
- 8 審査請求人は、平成 30 年 10 月 30 日に平成 31 年度支給認定申請書兼入所等申込書（在園児用）を提出した。
- 9 平成 30 年 11 月 21 日に浦添市教育委員会学校教育課に C 幼稚園の副園長より認定こども園の保育料に関する資料が欲しいとの連絡があったため、同課担当者は、平成 29 年度の資料（経過措置文書含む。）を電子メールにより全市立幼稚園宛に送信し、保護者に配布するよう依頼した。
- 10 平成 30 年 11 月及び平成 31 年 1 月に経過措置文書が A 幼稚園から保護者に配布された。これにより、審査請求人は平成 31 年度も A こども園の保育料について経過措置が採用されるものと認識した。
- 11 平成 30 年 12 月 25 日に第 187 回浦添市議会定例会（以下「市議会」という。）において、浦添市立幼保連携型認定こども園条例（平成 30 年条例第 40 号。以下「条例」という。）及び浦添市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 44 号）が可決され、平成 31 年 4 月 1 日から浦添市立 A 幼稚園を廃止し、新たに浦添市立 A こども園を設置することが決定した。
- 12 処分庁は、平成 31 年 3 月 18 日付けで条例第 8 条第 2 項第 2 号及び別表第 2 に基づき本件処分を行い、審査請求人に対して利用者負担額決定通知書（保護者用）（以下「本件通知書」という。）を送付し通知した。なお、本件通知書の日付は平成 31 年 3 月 18 日となっているが、実際に処分庁が本件通知書を発送したのは、同年 3 月 30 日前後であった。
- 13 平成 31 年 3 月 31 日頃、審査請求人は、本件通知書を確認し経過措置が採用されていないことを知った。同日以降に審査請求人が本件通知書に記載の保育料について処分庁に問い合わせたところ、経過措置文書は、平成 30 年度に認定こども園に移行した B こども園に関するものであり、それが誤って配布されたものであることが判明した。
- 14 平成 31 年 4 月 1 日、審査請求人の子が A こども園に入園した。
- 15 令和元年 6 月 4 日、本件審査請求が行われ、同年 6 月 11 日に審査庁に受理された。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- 1 在園児保護者への認定こども園移行に関する説明・周知について
認定こども園への移行決定以降、A 幼稚園の在園児保護者に対し、保育料や認定基準について周知徹底されてきたとはいえない。処分庁の説明不足により、

審査請求人の子に係る法第 19 条第 1 項各号に規定される認定は、1 号の区分に係る認定（以下「1 号認定」という。）で経過措置が採用されるものと誤認し、また、入園申込時には条例が未制定であったことから、保育料や認定基準を認識することは不可能であった。

2 経過措置文書が誤って配布されたことについて

平成 30 年 11 月頃、A 幼稚園より経過措置文書が配布されたことにより、平成 31 年度の保育料は経過措置が採用されると認識させられ、より保育料が安い他の園への転園等の選択肢を奪われた。

3 経過措置の不採用について

経過措置不採用の理由について、処分庁は B こども園移行時と異なり、十分な周知期間があったためと説明するが、周知徹底ができていたとはいえない。また 1 号認定については、経過措置を採用しながら、法第 19 条第 1 項第 2 号の区分に係る認定（以下「2 号認定」という。）について経過措置を採用しないことは、不公平である。また、令和元年 10 月からの幼児教育無償化の趣旨「幼児教育の負担軽減」の観点からも、A 幼稚園在園児については半年間の経過措置を採用すべきであった。

4 認定基準と利用者負担額の妥当性について

認定こども園への移行により、保育料が月額 1 万 5 千円増加した。負担増は日々の生活に支障をきたすものである。さらに、保育料が増加したにも関わらず、認定基準が変わったことにより保育の時間が短縮し、家庭において大きな負担となり、納得できるものではない。

第 4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

1 在園児保護者への認定こども園移行に関する説明・周知について

認定こども園への移行については、平成 29 年 7 月に移行方針の策定以降、市主催の移行説明会や市ホームページでの情報提供等、様々な媒体による複数回の情報提供を行っている。また、保育料については、平成 31 年度 A こども園入所申込手続の際に配布した、「平成 31 年度浦添市認定こども園入園のご案内」には、平成 31 年度の保育料に関する資料が添付されており、認定こども園（2 号認定）保育料は認可保育所の保育料と同じであると明記されている。この点から、本件処分に係る事実関係を認識することは可能であった。

2 経過措置文書が誤って配布されたことについて

経過措置文書が A 幼稚園を通して在園児保護者に対し、誤って配布されたことについては認める。しかし、市主催の説明会において平成 31 年度からの保育料を周知していること、「平成 31 年度浦添市認定こども園入園のご案内」に

において、認定こども園（2号認定）保育料は認可保育所の保育料と同じであると明記されているため、本件処分に係る事実を認識することが可能である。よって、経過措置文書が誤って配布されたことは本件処分の取消し理由には当たらない。

3 経過措置の不採用について

平成30年度にBこども園に経過措置を採用したのは、移行方針が策定された平成29年7月から平成30年度の入所申込みまで3か月程しか期間がなかったためである。Aこども園については、移行方針決定から入所申込みまで1年以上あり、十分に周知・説明を行っていたところから、経過措置を採用しないこととした。

本来の公平性の観点からいえば、Aこども園の保育料の適用についても、2号認定であれば、公立保育所や認可保育園と同じ基準で保育料を算定すべきであるので不公平とはいえない。

4 認定基準と利用者負担額の妥当性について

認定こども園（2号認定）の保育料は、法第27条第3項第2号により、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況とその他の事情を勘案して市町村が定める額とされているところ、Aこども園（2号認定）における市町村が定める額は、条例第8条第2項第2号及び別表第2に基づき決定される金額となる。そして、本件処分における審査請求人の利用者負担額は、同号、別表第2及び審査請求人の世帯の就労状況、所得状況等に基づき適正に算定されている。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 在園児保護者への認定こども園移行に関する説明・周知について

処分庁は認定こども園移行について、平成29年7月に移行方針を策定後、市主催の説明会、市広報誌、幼稚園、市ホームページ等において複数回の情報提供を実施しており、校区ごとの説明会も開催しているところである。これは、他自治体の那覇市や糸満市が校区ごとに1回、豊見城市が1回のみ説明会を開催していることと比較しても周知徹底が明らかに不足しているとは言えず、適正な事務処理であったと認められる。

(2) 経過措置文書が誤って配布されたことについて

平成30年11月頃に幼稚園から経過措置文書が配布されたことにより、

平成 31 年度の保育料に経過措置が採用されると誤認したことについては文書の内容を読むと前年度の別の幼稚園の件であることが認識できると認められる。また、経過措置文書の配布は平成 31 年度浦添市認定こども園入園申込期間の終了後に行われていることから、申込みの段階では経過措置が採用されないとの認識で申込みをしたということになる。

したがって、経過措置文書を収受した段階で処分庁に問い合わせをして配布の理由と内容について確認することは必要なことであると理解され、確認を行っていれば誤認は発生しなかったものと認められる。

(3) 経過措置の不採用について

平成 30 年度に B こども園の 5 歳児クラス（当時）に経過措置を採用した趣旨目的は、認定こども園への移行方針決定から申込みまでの期間が 3 か月であることに配慮したものである。このことから、今回の事案については認定こども園への移行方針決定から 1 年以上の期間があること、及び上記 (1) のとおり説明が明らかに不足しているとはいえず、経過措置を採用しないことが不当とは認められない。

また、経過措置を採用しないことが不公平であるという主張については、状況の相違があり、そのための経過措置の採用であることから不公平とは認められない。

(4) 認定基準と利用者負担額の妥当性について

利用者負担額の増加と保育時間の短縮は認められるが、認定こども園（2号認定）の保育料は、法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により政令第 4 条第 2 項で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況とその他の事情を勘案して市町村が定める額とされており、A こども園（2号認定）の場合における市町村が定める額は、条例第 8 条第 2 項第 2 号及び別表第 2 に基づき決定される金額となる。したがって、本件処分における審査請求人の利用者負担額は、同号、別表第 2 及び審査請求人の世帯の就労状況、所得状況等に基づき適正に算定されているものと認められる。

第 6 審査庁の判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の要旨「2 理由」のとおりとしている。

第 7 審査会の判断

1 当審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 在園児保護者への認定こども園移行に関する周知及び説明について

審査請求人は、認定こども園への移行方針決定以降、処分庁からA幼稚園の在園児保護者に対し保育料の値上がりについて周知徹底がなされていないと主張している。しかし、処分庁は認定こども園への移行及び平成31年度の保育料について、平成29年7月に移行方針を策定後、市主催の説明会、広報誌、各幼稚園、ホームページ等において複数回の情報提供を実施していると認められる。これは、県内他自治体の説明会開催状況等と比較しても、周知及び説明が明らかに不足しているとは言えず、適正な事務であったと認められる。

また、審査請求人は、入園申込時には条例が未制定であったことから、保育料や認定基準を認識することは不可能であったと主張している。しかし、処分庁は上述したとおり複数回の情報提供を実施しており、その中で認定基準について示されており、また、認定こども園の保育料は統一されることが示されており入園申込時に認定基準や保育料を相当程度の具体性をもって予測することは可能であったと認められる。

(2) 経過措置文書が誤って配布されたことについて

平成30年11月頃に幼稚園から経過措置文書が誤って配布されたことは、処分庁も認めるところである。審査請求人は、経過措置文書の配布により平成31年度の保育料について経過措置が採用されると認識し、他保育施設への入所等の選択をすることができなかつたと主張している。しかし、経過措置文書は平成30年度の内容であり、平成31年度の認定こども園入園申込期間の終了後に配布されていることから、経過措置文書を受け取った時に処分庁に問合せをし、文書配布の理由や内容について確認することは必要なことであると思料され、本件処分に影響を及ぼすものではないと認められる。

(3) 経過措置の不採用について

保育料に係る経過措置の不採用については大きく分けて、Bこども園とAこども園の取扱いの差異に違法又は不当があるかという点と、1号認定では設けられた経過措置が2号認定では設けられなかったことに違法又は不当があるかという点の二つの争点があると考えられる。それぞれについて検討する。

ア 審査請求人は、A幼稚園の認定こども園への移行方針決定から入園申込みまでの間の周知は十分ではなく、認定こども園への移行という条件はBこども園と同じであるからAこども園において保育料に経過措置を採用しないのは不公平であると主張する。しかし、既に審査会で認めているように、処分庁による認定こども園への移行に係る周知及び説明は不足しているとまではいえない。また、Bこども園においては移行方

針決定から入園申込みまでの期間が3か月であることを経過措置の根拠として浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等を定める規則（平成27年規則第15号。以下「保育料等規則」という。）を改正したことは市長の裁量の範囲内であると認められる。

一方、Aこども園の設置及び保育料等については、市議会で可決された条例に定められており、条例では処分庁に対してBこども園で採用された経過措置をAこども園でも採用できるような裁量は与えられていないと認められる。

よって、移行及び保育料について検討できる期間が3か月だったBこども園に処分庁が経過措置を採用し、1年以上あったAこども園に経過措置を採用しなかったことが不公平であるとは認められない。

イ 審査請求人は、同じ認定こども園で1号認定については経過措置を採用しながら、2号認定については採用しないことは不公平であると主張する。これは、条例附則第3項及び保育料等規則附則第8項にて、当分の間市内の幼保連携型認定こども園の利用に係る1号認定の子どもの保育料については市立幼稚園に規定する額とする経過措置の規定のことである。この経過措置は、同じ認定を受け同じ教育・保育を受ける子どもが、認定こども園と市立幼稚園という入所施設の違いにより保育料が異なるのは不公平という観点から設けられたものである。

しかし、2号認定については、認定こども園と市立保育所及び認可保育園という入所施設の違いはあるが、同じ認定を受け同じ教育・保育を受ける子どもの保育料が異なる不公平性を避けるため経過措置を設けなかったとみることができる。

また、条例第8条第3項において市長に対し保育料の算定について規則へ委任している事項は、母子世帯、父子世帯その他の規則で定める世帯である場合の保育料であるため、経過措置により保育料を定めることは上記アのとおり委任事項とされていない。

よって、経過措置を採用しなかったことが不公平であるとは認められない。

ウ 以上のことから、経過措置の不採用が違法又は不当であるとはいえない。

なお、Bこども園の保育料の経過措置は、移行方針決定から入園申込開始までの期間の長短を根拠に行われている。しかし、Aこども園においても、幼稚園から認定こども園への移行、保育料の増額という点ではBこども園と同じ状況である。審査請求人の主張を考慮すると、認定こども園に移行する最初の園に経過措置を採用するのではなく、各認定こ

ども園の移行最初の年度に経過措置を採用する等移行する園全体に適用できるように条例及び保育料等規則において措置を講じることもできたのではないかと思料されるが、それらの措置を講じなかったことが、ただちに市町村の裁量の範囲を逸脱するものではないと考える。

(4) 認定基準と利用者負担額の妥当性について

ア 教育・保育給付を受けるための認定は、法第 19 条に基づき子どもの年齢や家庭における保育が困難な状況に応じて三つの分類がなされる。保護者は法第 20 条第 1 項に基づき保育を利用するときは市町村の認定を受けなければならない。市町村の認定は、政令第 1 条に基づき子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 1 条で定める事由により、各家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うとされている。府令第 1 条には、保護者の労働状況、疾病・障害の有無等の認定事由が規定されている。また、この事由により保育必要量が認定されることになる。

保育必要量は法第 20 条第 3 項に基づき市町村が認定する。内容は政令第 1 条の規定により、府令第 1 条の各認定事由に応じて、府令第 4 条により保育の利用時間の長短によって二つに区分される。一部の認定事由を除き、どの認定事由に対してどの保育必要量を認定するかの規定は無いため、市町村の裁量に委ねる趣旨とみることができる。

本市における保育必要量の認定基準は、浦添市子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び保育の利用等に関する規則（平成 27 年規則第 16 号）第 7 条に規定されている。本規定は、先に述べた法、政令及び府令で認められた市町村の裁量の範囲内であると認められ、法の趣旨に照らしても不合理な点があるとは認められない。

イ 認定こども園利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により、政令第 4 条で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とされている。これは市町村の合理的な裁量に委ねる趣旨とみることができる。

A こども園における利用者負担額は、条例第 8 条第 2 項に規定されている。本件処分における負担額は、条例別表第 2 により定められており、同一の認定区分の子どもが利用する市立保育所や認可保育園と同額の負担額であることが認められる。審査請求人の主張のとおり、認定こども園への移行により利用者負担額の増額は認められるが、A こども園における利用者負担額については市議会で可決された条例に規定されており、本規定は法の趣旨に照らしても不合理な点があるとは認められない。

ウ したがって、利用者負担額及び認定基準は、いずれも法の趣旨に照らしても不合理な点は認められず妥当性のあるものであり、これに基づいて行われた本件処分は違法又は不当な処分とはいえない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がないため、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

[参考]

1 審査会の調査審議の経過

審査会の調査審議の経過は以下のとおりである。

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年4月14日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
令和2年7月20日	調査審議
令和2年8月19日	答申案の検討
令和2年8月26日	答申案の検討及び答申

2 浦添市行政不服審査会委員名簿

氏 名	役職・職名
朝崎 咩	沖縄大学客員教授・会長
工藤 金寛	税理士
仲里 豪	弁護士